

## 平成30年第4回港区議会定例会提出予定案件（概要）

## 議案第98号

【総務部人事課】

## 公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団の運営体制の強化を図るため、職員を派遣することができる公益的法人等に同事業団を追加するものです。

- 内 容 職員の派遣先の団体に特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団を追加します。
- 施行期日 平成31年4月1日

## 議案第99号

【芝浦港南地区総合支所管理課】

## 港区立伝統文化交流館条例（新規）

本案は、港区立伝統文化交流館を設置するものです。

- 内 容
  - (1) 施設の名称及び位置を定めます。
 

名 称	港区立伝統文化交流館
位 置	港区芝浦一丁目11番15号
  - (2) 事業、休館日、開館時間等の管理運営に関する事項を定めます。
  - (3) 指定管理者に関する事項を定めます。
- 施行期日 区規則で定める日（平成32年4月1日予定）。ただし、(3)の一部については、公布の日

## 議案第100号

【子ども家庭支援部保育課】

## 港区立保育園条例の一部を改正する条例

本案は、都営北青山三丁目団地の建替えに合わせて、青山保育園を整備することに伴い、位置を変更するものです。

- 内 容 青山保育園の位置を変更します。
 

	港区北青山三丁目4番14-101号
	→ 港区北青山三丁目4番1-101号
- 施行期日 区規則で定める日（平成32年1月1日予定）

### 議案第101号

【子ども家庭支援部子ども家庭課】

#### 港区立児童館条例の一部を改正する条例

本案は、赤坂子ども中高生プラザの分館の新設に伴い、青山児童館を廃止するものです。

- 施行期日 区規則で定める日（平成32年1月1日予定）

### 議案第102号

【子ども家庭支援部子ども家庭課】

#### 港区立子ども中高生プラザ条例の一部を改正する条例

本案は、都営北青山三丁目団地の建替えに合わせて、赤坂子ども中高生プラザの分館を新たに設置するものです。

- 内 容 赤坂子ども中高生プラザの分館の名称及び位置を定めます。

名 称 港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館

位 置 港区北青山三丁目4番1-201号

- 施行期日 区規則で定める日（平成32年1月1日予定）

### 議案第103号

【子ども家庭支援部子ども家庭課】

#### 港区学童クラブ条例の一部を改正する条例

本案は、青山児童館の廃止及び赤坂子ども中高生プラザの分館の新設に伴い、学童クラブ事業の実施場所を変更するものです。

- 内 容 学童クラブ事業の実施場所の名称及び位置を変更します。

名 称 青山児童館学童クラブ

→ 赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ

位 置 港区北青山三丁目3番16号

→ 港区北青山三丁目4番1-201号

- 施行期日 区規則で定める日（平成32年1月1日予定）

**議案第104号**

**【保健福祉支援部障害者福祉課】**

**港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例**

本案は、精神障害者地域活動支援センターの改築に伴い、仮施設へ移転するため、位置を変更するものです。

- 内 容 精神障害者地域活動支援センターの位置を変更します。  
港区高輪一丁目4番8号  
→ 港区浜松町二丁目6番5号
- 施行期日 区規則で定める日（平成31年3月1日予定）

**議案第105号**

**【子ども家庭支援部子ども家庭課及び  
保健福祉支援部障害者福祉課】**

**港区児童育成手当条例等の一部を改正する条例**

本案は、「所得税法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 港区児童育成手当条例等で引用している所得税法の用語を改正します。  
控除対象配偶者 → 同一生計配偶者
- 施行期日 公布の日

[改正条例一覧]

1	港区児童育成手当条例
2	港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
3	港区心身障害者福祉手当条例

**議案第106号**

**【教育委員会事務局学校教育部学務課】**

**港区立学校設置条例の一部を改正する条例**

本案は、赤坂中学校の改築に伴い、仮施設へ移転するため、位置を変更するものです。

- 内 容 赤坂中学校の位置を変更します。  
港区赤坂九丁目2番3号  
→ 港区南青山一丁目18番12号
- 施行期日 教育委員会規則で定める日（平成31年4月1日予定）

**議案第107号**

**【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】**

**港区立みなと科学館条例（新規）**

本案は、港区立みなと科学館を設置するものです。

○ 内 容

（1）施設の名称及び位置を定めます。

名 称 港区立みなと科学館

位 置 港区虎ノ門三丁目6番9号

（2）事業、休館日、開館時間等の管理運営に関する事項を定めます。

（3）指定管理者に関する事項を定めます。

○ 施行期日 教育委員会規則で定める日（平成32年4月1日予定）。  
ただし、（3）の一部については、公布の日

**議案第108号**

**【企画経営部財政課】**

**平成30年度港区一般会計補正予算（第3号）**

**議案第109号**

**【総務部総務課】**

**損害賠償額の決定について**

本案は、物損事故に係る損害賠償額の決定を求めるものです。

○ 損害賠償額 125万8,200円

○ 概 要 平成30年10月1日南青山二丁目区有地内の仮設フェンスが台風の影響により倒壊し、隣接する敷地内の建物の空調用排水管を破損させた事故に伴う損害賠償です。

**議案第110号**

**【子ども家庭支援部保育・児童施設計画担当】**

**指定管理者の指定について（港区立元麻布保育園）**

本案は、元麻布保育園の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

（1）対象施設 港区立元麻布保育園

（2）指定管理者 江戸川区東小松川一丁目5番4号  
社会福祉法人春和会

（3）指定の期間 平成32年1月1日から平成41年3月31日まで

**議案第 1 1 1 号**

**【産業・地域振興支援部地域振興課】**

**臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議について**

本案は、臨海部広域斎場の火葬炉の増設等のため、規約の一部を変更するものです。

- 内 容 火葬炉の増設等の費用に関する規定を追加します。
- 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日